

会員制の予約型乗合タクシー（A 地区）実証実験運行業務仕様書

I 委託業務の概要

1) 運行区域等（おおよそ以下および別添図のとおり）

市西部：国道 25 号線、JR 関西本線、大和中央道の以西および以北の地域

※上記地区内に設定する居住地乗降所と生活利便施設に設定する公共乗降所間、または、公共乗降所と公共乗降所間を区域運行する。詳細は別紙 1「運行区域図等」を参照のこと。

2) 事業形態

当協議会(委託者)と運行事業者(受託者)間で、運行業務委託契約を締結し、受託者が道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行するものとする。

3) 履行期間

予約受付期間：令和 7 年 9 月 17 日から令和 8 年 3 月 31 日

車両運行期間：令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

契約締結日以降、上記期間に各業務を確実に遂行できるよう準備を行うものとする。

4) 運行方法

道路運送法第 4 条の許可に基づく同法第 3 条の一般乗合旅客自動車運送(区域運行)

5) 運行内容

① 利用対象者

- ・市内在住の 65 歳以上の高齢者、障害者※1、妊産婦※2 で会員登録※3 をした者

ただし、以下の者は会員と同乗する場合には非会員でも乗車可能とする。

- ・障害者の介助者（会員である障害者 1 人につき 1 人まで）

- ・小学生および未就学児（乗り合わせ可能な定員の範囲内で人数制限なし）

※1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者を指す。

※2 母子健康手帳の所有者で妊娠中または産後 1 年以内にある者。

※3 会員登録事務は委託者が行い、必要な情報を受託者へ提供する。

② 利用方法

利用日の 2 週間前～前日（土曜日及び 12/29～1/3 を除く）の午前 8 時～午後 4 時の間または当日午前 8 時以降乗車を希望する 1 時間前までに、受託者へ電話連絡により予約する。その際は非会員の同乗者を含め、利用するすべての人数を申告する。

キャンセルする場合、速やかに受託者へ電話により連絡する。

③ 運行日時

委託期間内の平日(土曜日、祝日及び 12/29～1/3 を除く)

午前 9 時以降に乗車～午後 5 時までに降車

ただし正午から午後 1 時の間は乗務員の休憩時間として運行しない。

④ 運行経路等

ア 予約状況を基に受託者で効率的な運行計画を作成し、利用者を送迎する。

イ 委託者が別紙のとおり設定する「居住地乗降所」と「公共乗降所」間、

または「公共乗降所」と「公共乗降所」間で運行する。

※乗降所以外での乗降、「居住地乗降所」同士間の輸送は行わない。

※委託期間中に受託者と協議の上、乗降所の位置の変更、または数の増減を行う場合がある。

⑤ 利用料金

利用料金は1乗車につき1人あたり500円とする。

ただし、小学生および障害者と、障害者の介助者は同250円、未就学児は無料とする。

II 委託業務の範囲

- 1) デマンドタクシーの利用予約に関すること
- 2) デマンドタクシーの運行に関すること
- 3) デマンドタクシーの利用料金の徴収に関すること
- 4) デマンドタクシーの運行管理及び運転者に関すること
- 5) 車両その他運行に必要な機器等の整備、修繕に関すること
- 6) 委託者または委託者が契約する事業者による利用動向分析等への協力

III 委託業務の補足

1) 利用予約等^{※1}の受付体制

I 5) ②の利用予約等に対応できる人員および設備を整備^{※2}し、予約先となる電話番号を5月下旬までに委託者へ通知すること。

※1 予約、キャンセルの連絡のほか、運行内容に関する簡易な問い合わせを含む。

※2 既存の人員、設備で十分に対応できる場合は兼用して構わない。

2) 運行に供する車両

受託者が事業用に所有する旅客定員4名の車両1台を使用すること。

ただし車両故障等の際は、同等仕様以上の車両により運行を維持すること。

運行する車両の両側面に、委託者が貸与する標章を掲示すること。

3) 利用料金の収受方法

利用者の乗車時に、会員証記載の利用料金区分を確認のうえ、現金にて収受すること。

4) 利用動向分析等への協力

効果検証のため、運行日ごとの、車両の状況、利用した会員の会員番号、同乗者を含む利用人数、予約日、利用時間、利用区間、乗合せの有無等の利用状況を明らかにする項目（以下「運行業務状況」という。）を記録するほか、アンケート用紙の配布等

に協力すること。

IV 運行経費、収入、委託契約、清算

1) 経費は以下ア～ウのとおり。

ア 車両運行費

- ・乗務員、運行管理者等の人件費
- ・車両の維持・管理に要する費用
- ・車両にかかる課税公課
- ・車検、法定点検等にかかる費用
- ・自賠責保険および任意保険料
- ・燃料油脂代費用

イ 予約管理費

- ・予約受付等にかかるオペレーターの人件費

ウ 初期構築費

- ・電話回線等整備費※1（専用回線を必要とする場合）
- ・会員登録作業費

※1 令和7年5月下旬までに予約番号を決定し、市の担当課に報告すること。

2) 収入

利用客からの運賃収入は受託者が受領する。

3) 委託契約

1) アの1台1時間あたりの単価、イの1時間あたりの単価およびウの総額（いずれも消費税および地方消費税相当額を含む）により契約する。

4) 清算

1) アおよびイの経費については、毎月ごと、それぞれの契約額に稼働時間を乗じた額から、同月の2)の収入を相殺した額を、翌月10日までに委託者が求める根拠資料(運行業務状況を記録した報告書等（以下「運行報告書」という。）を添付し受託者から委託者に請求するものとし、委託者は請求書受領後30日以内に支払うものとする。

ただし、1)アの経費は令和7年10月1日から、イの経費は同9月17日から生じるものとするほか、イの経費のうち、9月中に生じたものは、10月中に生じたものと合算のうえ、まとめて請求すること。また、ウの経費は初回請求時に加算し請求すること。

V 運行管理等

1) 運行管理

- ・運転手は道路交通法等の法令を遵守し、安全運転に努めること。
- ・運転に際しては、乗客に誠意をもって接すること。
- ・乗降の前後には車内の点検を行うこと。
- ・運行管理業務の平常時の体制図及び緊急時の対応図をあらかじめ提出し、変更があった際にも速やかに提出すること。
- ・運行管理者等は、毎日運行前に運転手の健康状態及び酒気帯び状態でないことを確認すること。
- ・運行管理者等は利用日時及び利用人数等を記載した運行業務状況を毎月末に取りまとめ、翌月 10 日までに運行報告書として委託者に提出すること。
- ・車内は禁煙とし、副流煙の放出・臭気に留意するため乗務の直前での喫煙は行わないよう配慮すること。

2) 緊急時対応

- ・事故等の緊急事態が発生し、運行に支障が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、状況を確認のうえ速やかに適切な処置を行い、委託者に連絡するとともに報告書を提出すること。
- ・災害発生時において現に利用者が乗車している場合、第一に利用者及び乗務員の安全確保を優先するとともに、通常の運行が継続困難と判断した場合は、被害状況等を確認のうえ適切な処置を行い、委託者に連絡するとともに報告書を提出すること。

3) 車両管理

- ・運行に使用する車両については、道路運送車両法に基づく点検整備を行うほか、受託者が通常業務において行うものと同等以上の項目について、同等以上の基準に基づき適正に管理すること。

4) 自動車保険

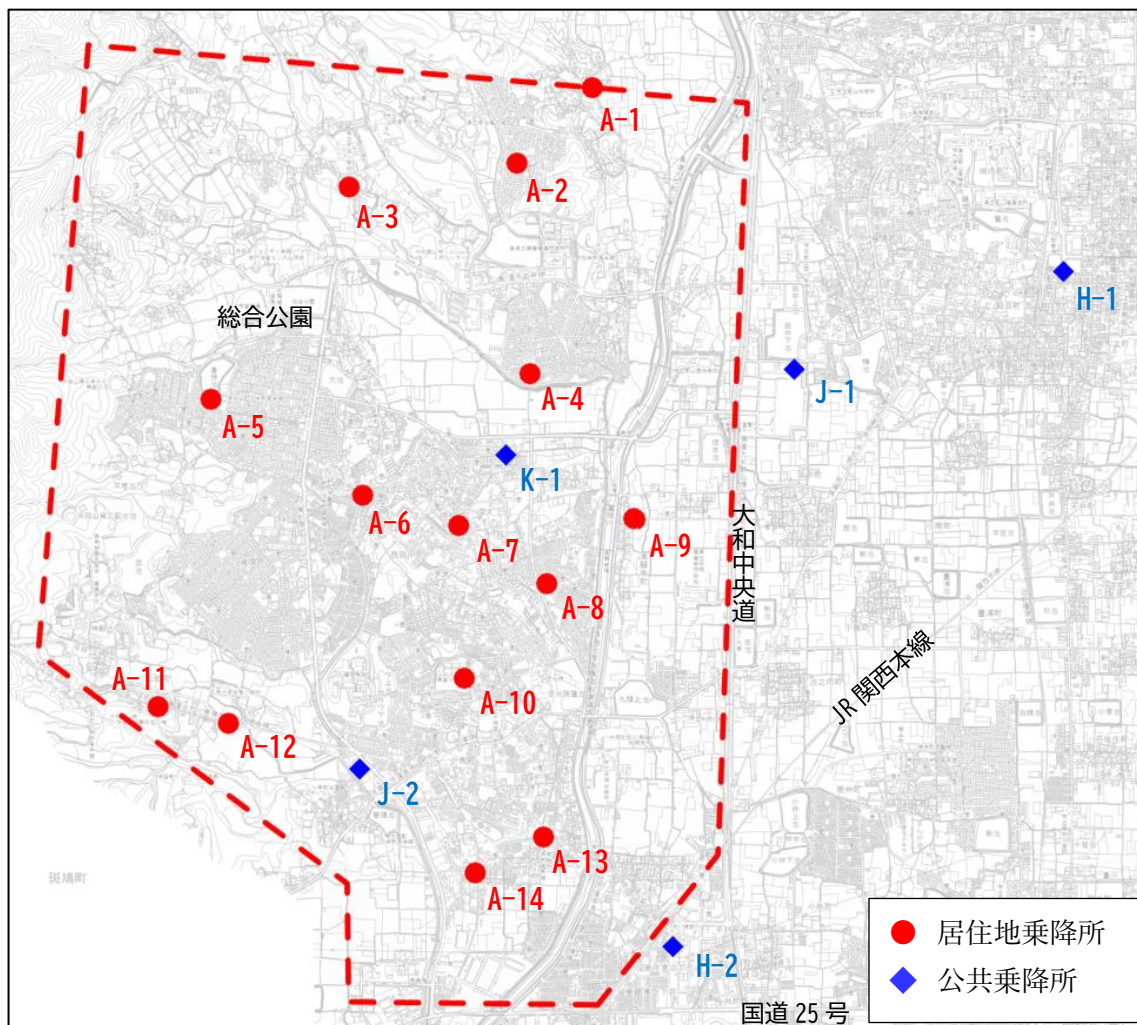
- ・本業務開始前に、乗客及び第三者に与えた損害を十分に補償しうる自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。
- ・十分に補償しうる自動車保険（任意保険）とは、旅客自動車運送事業運輸規則第 19 条の 2 で定める告示で示されたものをいう。

VI その他

- ・運行に関するトラブル等については運行事業者の責により解決するものとする。
ただし事業制度そのものへの意見等については市へ引き継ぐものとする。
- ・事故、故障等による自動車の破損、その他運転手の行為により人身、財物等に損害を与えたときは、原因のいかんに関わらず運行事業者の責任とする。
- ・災害発生時または天災等が予測される際は、甲乙協議のうえ運行を中止することができる。その際乙は、速やかに運行中止時間帯の利用予約者に対してその旨を通知するものとし、甲は大和郡山市の広報媒体等により広く周知する。

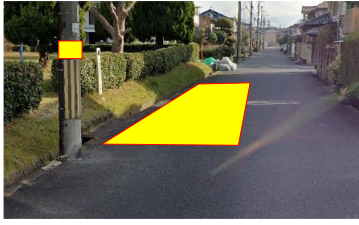
- ・仕様書に記載のない事項その他疑義が生じたときは、双方協議の上処理する
- ・受託者は、業務を遂行するにあたって知り得た情報を他に漏らしてはならず、個人情報保護に関して、別紙2「個人情報取扱特記事項」を契約に含むものとする。

運行区域図等



※各乗降所の詳細は次項参照。なお黄色部分(大)が車両停車位置の想定である。

※乗降所の名称は変更になる場合がある。

居住地乗降所	A-1 西城町公民館東掲示板前 	A-2 城ヶ丘第2号児童公園北口  ※公園入口のグレーチングに合わせて停車	A-3 横山コミュニティセンター前  ※歩道の切り下げ部分で乗降する
	A-4 千日町第1号児童公園南口  ※公園入口のグレーチングに合わせて停車	A-5 矢田サロン会館駐車場  ※駐車場内の任意の位置で乗降する	A-6 新町温泉  ※駐車場内の任意の位置で乗降する
	A-7 寿温泉跡地 	A-8 善光苑自治会館前 	A-9 満願寺町公民館  ※駐車場内の任意の位置で乗降する
	A-10 県営住宅小泉団地駐車場北口 	A-11 山田町杵築神社正門 	A-12 矢田南小学校西 
	A-13 小泉西方スポーツ会館駐車場  ※駐車場内の任意の位置で乗降する	A-14 小泉神社表門掲示板前  ※駐車場内の任意の位置で乗降する	
	H-1 近鉄郡山asmo前(近鉄郡山駅)  ※一般車用の停車枠の空き枠で乗降する	H-2 輝りの公園南(JR大和小泉駅東口) 	J-1 アビタ大和郡山(バスのりば) 
	J-2 産直市場よってって・ウェルシア薬局  ※店舗北側の店舗沿い又は奥の駐車枠を優先して乗降する	K-1 片桐民主診療所 	

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、受託者は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8条 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに、委託者に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10条 受託者は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。